

ニッポン放送の審査に関する基本姿勢

ニッポン放送ではCMを放送するにあたり、法令遵守及び聴取者利益の保護をモットーとしており、放送するCMは、搬入される素材、局制作の素材、生CMの原稿も含め、全て審査を行っています。

審査では、ニッポン放送での放送実績のない新規広告主の場合、まず「業態審査」を行います。

業種や業務内容などによっては、放送への出稿をお断りすることがあります。

「業態」を受理した上でさらに「表現審査」を行います。

表現審査の段階で、放送に不相当と思われる表現や設定があった場合は、放送をお断りしたり、表現の修正をお願いする（改稿要請）ことがあります。

録音前の原稿はもちろん、企画の段階であっても、CMセンターにご相談下さい。

また、審査には時間がかかる場合もありますので 時間的に余裕をもって提出して下さい。

ご協力をお願いします。

判断の基準

審査にあたっては

- ①法令、民放連・放送基準、ニッポン放送の内規を遵守する。
- ②リスナーの利益に反しないこと。
- ③ニッポン放送の信用やイメージを損なわないこと。

を基本三原則としています。

詳しくは、CMセンターにお問い合わせ下さい。